
映画上映 標準契約書

1. 基本上映契約と個別上映契約を分離する方式

映画上映基本契約書

[配給会社名]（以下“配給者”とする）と[上映者名]（以下“上映者”とする）は、配給者が配給する映画を上映者が運営する映画上映館（以下“劇場”とする）で上映することについて、以下の通り契約を締結する。

第1条 目的

配給者は契約期間の中で上映者に映画を配給し、上映者は個別に締結する上映契約に従って、自身が運営する劇場で映画を上映するにあたり、必要な事項を定めることにこの契約の目的がある。

第2条 用語の定義

- ① 上映権料（賦課金）：配給者が上映者に映画の上映を許可する対価を指し、“純入場料”の一定比率をもって算定する。上映権料は純入場料に賦課料率を乗じた金額をもって算定する。
- ② 純入場料：上映者が映画上映期間中、支給時期および場所にかかわらず当該映画の入場料として受け取った総額（映画観客数×入場料）から、映画発展基金、付加価値税など法律によって観客から徴収することが定められており、一律に徴収される金額を除いた、残りの金額を指す。
- ③ 賦課料率：配給者と上映者が純入場料を相互に分配する比率を指す。
- ④ スクリーン：ひとつの映画が上映される、独立したひとつの上映場を指す。

第3条 契約期間

この基本契約は、20[]年[]月から20[]年[]月まで効力を有する。

第4条 上映の許可

配給者は上映者に対し、個別上映契約に従い指定された映画（以下“契約映画”とする）を、指定された劇場で、指定された日数分を公開上映する権利を付与し、上映者は契約映画を個別上映契約において定めた条件に従い上映することができ、他の時間や場所、他の形態での使用もしくは異なる目的で利用することはできない。

第5条 上映権料（賦課金）の算定比率（賦課料率）

- ① 賦課料率は、固定された比率の定率方式を適用し、個別上映契約においてその比率を明示しなければならない。
- ② 上映権料（賦課金）は、上映館の所在地および形態に合わせて、上映者と配給社の相互合意による契約に依拠し、調整することができる。

- ③ 上映者は、映画上映と関連した上映時の入場収入と入場客数を示す正確な記録を残し保持しなければならない。

第6条 上映の条件

- ① 上映者は契約映画について、個別上映契約に従い、指定された劇場で封切り日から7日間の上映を保障する。
- ② 上映者は、少なくとも1か所のスクリーンで、ひとつの契約映画を独占的に上映しなければならない（2か所以上のスクリーンを保有する劇場の場合、1か所のスクリーンとは独立した1個の上映場を含み、複数のスクリーンにおいて1か所のスクリーンで独占上映したときと同様の効果が得られる場合も含む）。ただし、次に明示した事項を条件に、両者の合意の下で契約映画を別の映画と交差的に上映（以下、“交差上映”とする）することができる。
- ③ 上映者は最低上映保障期間中もしくは個別上映契約において定めた契約上映期間内に交差上映を行う場合、配給者と事前に署名合意を行うか、個別上映契約において明示しなければならない。
- ④ 第3項に従っての交差上映時の最低上映回数は、個別上映契約で明示しなければならない。順々に交差させるなど配給会社と上映者が互いに合意した一定の規則に従って上映しなければならない。また、契約映画が特定の時間帯に追いやられたり、観客の観覧が困難な時間帯に配置したりしてはならない。
- ⑤ 上映者が同条に違反した場合、最低上映が保障されていない日数の2倍ほど、同一上映条件（同一曜日、同一時間帯）下で、迅速に追加上映を保障しなければならない。

第7条 予約販売の開始

- ① 上映者は契約映画について、木曜封切り基準で、少なくとも3日前の月曜日までには予約販売を開始し、配給者と上映者は個別上映契約において予約販売開始日を明示しなければならない。
- ② 第1項にかかわらず、以下の各号の場合、上映者は配給者と事前協議を経て、予約販売開始日を延ばすことができる。
 - 1. 映像物等級委員会の審議遅延
 - 2. 配給者もしくは上映者の内部事情により、やむを得ない状況が生じた場合

第8条 特別上映および同時上映

- ① 配給者と上映者は契約した映画について、特別上映（交差上映、特定日や週末もしくは公休日のみにも上映する場合、再封切りなど一定期間のみにも上映する場合など）を行なおうとするときは、書面合意を交わさなければならない。個別上映契約において明示しなければならない。
- ② 配給者は第4条および第6条に従い、契約映画を指定された劇場で上映してから1週間以内にIPTV、デジタルケーブルテレビ、衛星放送、モバイル、ウェブハードでサービスを提供しようとする場合、上映者にその事実を予約販売前に書面で告知しなければならない。

第9条 上映権料（賦課金）の支払いと遅延損害金

- ① 上映者は契約映画の上映終了日から7日以内に入場料額、観覧客数およびこれを基礎に算定した純入場料額などを配給者に書面で提供する。
- ② 配給者は上映者が提供した入場料収入および上映権料の内訳に異議がある場合、こ

れを書面で上映者に通知しなければならず、必要な場合は追加資料を要求できる。
この場合、配給者と上映者は相互協議を行い、上映権料を算定し、以後配給者は上映者に税金計算書を発行することとする。

- ③ 上映者は契約映画の上映終了日から45日以内に、配給者が指定する口座に上映権料を現金で支給しなければならない。ただし、契約映画の上映が1か月以上続く場合は、上映権料を月別で精算することとし、上映開始後2か月以内に最初1か月の上映権料を支給し、3か月以内に2回目の1か月分の上映権料を支払う方式で、月別上映権料を順次支給する。精算の手順は第1項と同じとする。
- ④ 定めた期間内に上映者が本条の代金を支給しない場合、上映者は支給予定日の次の日から支給を完了する日まで、年[例：10]%の遅延損害金を加算して支給しなければならない。

第10条 無料入場

- ① 上映者は無料入場限度について個別契約書で明示しなければならず、配給者との個別上映契約において定めた内容に従わず、ポイントやマイレージの使用などその名称に関係なく無料入場を許容したり無料入場券を発売したりすることはできない。
- ② 第1項の内容にかかわらず、上映者は契約映画について、総観覧客（有料観覧客＋無料入場客）に占める無料入場客の比率（以下、“無料入場限度比率”）は5%を超過することはできない。
- ③ 万一上映者が無料入場限度比率を超過して無料入場を許容した場合、上映者は超過した無料入場観覧客1名あたり最大2,000ウォン（付加価値税別）の範囲内で配給者と協議のうえ支給するようにする。
- ④ 以下の各号に沿う無料入場に関しては、配給者と上映者間で書面合意（請書および承諾の趣旨が記載された電子メールを含む）を行った場合には、無料入場限度比率の計算を除外する。
 - 1. スクリーン数100以下で封切る映画の上映
 - 2. 社会貢献活動などの公共行事
 - 3. プロモーションとしての目的が強い行事（VIP、記者などの招待試写会など）

第11条 プリント

- ① 配給者は最初の上映の2日前までに、当該映画のプリント（フィルム、CD、ディスク、ネットワークダウンロード方式のデータなど、上映可能なすべての形態。以下“プリント”）を上映スクリーン数に合わせて上映者に提供しなければならない。
- ② 上映者に提供したプリントの所有権、関連知的財産権は配給者にあり、上映者はプリントを修正、編集、削除することはできない。
- ③ 上映者は契約映画のプリントを本契約書と個別上映契約書に明示された場所に保管して上映しなければならず、当該プリントを複製したり別の用途に使用したりすることはできない。
- ④ 契約映画の上映を終了する、契約が停止/解除される場合、上映者は各プリントを配給者に返還する、もしくは復旧不可能な状態にして廃棄しなければならない。
- ⑤ 配給者が第1項を履行できず、映画上映に支障が生じた場合もしくは上映者が第4項を履行する前にプリントを損傷したり紛失したりした場合は、各当事者が被害を賠償し、必要な措置のために要する費用を負担しなければならず、被害の範囲は同条に明示された直接的な義務と関連した事項のみ該当する。

第12条 映画内の著作物などに関する利用許可などの権利処理

- ① 配給者は、上映者が配給者から提供を受けた契約映画を劇場で上映する行為が、著作権法を含んだ知的財産権に関する法令に違反しないことを保障し、上映者の上映および利用に障害が無いよう、必要な措置を尽くさなければならない。
- ② 契約映画に含まれるあるいは使用されている音楽著作物について、配給者は当該音楽著作物の複製権と公演権を保有しており、上映者に対してその利用を許可できる権利があることを保証し、上映者がこれに対して証憑を求める場合、関連書類を提供しなければならない。
- ③ 配給者は、同条による上映もしくは利用と関連して、第三者から著作権など権利侵害に関する主張、請求、訴訟など紛争や損害が発生する、もしくは発生の憂慮がある場合、配給者は上映者に被害が生じないよう必要な措置を取らなければならない、これに起因して上映者に被害が発生した場合、配給者が責任を負って関連費用を負担する。
- ④ 上映者が本契約に従い、配給者に支給する上映権料は、同条による著作権に関連した一切の権利にかかわる利用対価を含むものであり、上映者は上映権料以外に別途の費用を配給者または第三者に支給しない。

第13条 権利の譲渡禁止

上映者は本契約上の地位と権利を、配給者の事前書面同意なく第三者に譲渡したり、担保として提供したりするなどの処分行為を行えない。

第14条 上映者の協力義務

配給者の代理人は契約映画の上映期間もしくは上映終了後、入場券の販売状況、入場客数、入場収入、割引入場券の内訳を点検するため、券売所を含む劇場に出入りすることができ、契約映画と関連した資料を閲覧、複写することができる。上映者は配給者の調査活動に協力して、必要な資料を提供しなければならない。

第15条 広告/広報費用

契約映画の上映のための広告/広報費用は配給者が負担し、配給者の同意なく上映者が自主的に執行する広告費および諸般の費用は上映者が負担する。

第16条 契約の停止/解除

- ① 契約当事者の一方に不渡り、和議、破産、会社整理などの事由が発生し、契約を正常に維持することが難しい場合、相手方は書面通知によってこの契約を停止/解除することができる。
- ② 契約当事者は、相手方に以下の各号に該当する事由が発生した場合、7日以上の間を置き、書面によってその是正を催告したにもかかわらず同期間内に是正されない場合、書面通知によってこの契約を停止/解除することができる。
 1. 主要財産の差押え、仮差押え、仮処分、滞納処分が申請されたもしくは開始された場合
 2. 本契約上の義務を履行していないもしくは懈怠している場合
- ③ この契約が停止/解除される場合、上映者は未精算の上映対価を遅滞なく精算しなければならない。

第17条 不可抗力

両当事者は天変地異、戦争、関連法令の制定もしくはその他の合理的な予見が不可能であり、当事者が統制できない不可抗力による事由に起因して本契約を履行できなく

なった場合は、その責任を免ずる。

第18条 契約の解釈および管轄裁判所

この契約に明示されていない事項および契約の解釈は、関連法令および一般的な商習慣に倣うこととし、この契約と関連して発生したすべての紛争は[]裁判所を合意の管轄裁判所とする。

20

配給者
株式会社 000
代表理事 000
住所

上映者
株式会社 000
代表理事 000
住所

個別上映契約書

配給者（以下“配給者”とする）と上映者（以下“上映者”とする）は、配給者と上映者が20[]年 []月 に締結した映画上映基本契約に従い、以下の通りの条件で映画を供給し上映することとする。（この契約で使用する用語は、映画上映基本契約において定めたものに従う。）

- ① 作品名：
- ② 予約販売開始日：[少なくとも封切り週の月曜を予約販売開始日と明示する]
- ③ 上映開始日：
- ④ 賦課金率：
 - イ. 定額の賦課金率：配給者[]%
 - 1. ソウル市内：[]%
 - 2. ソウル市以外の地域（京畿道を含む）：[]%
 - ロ. 以下の各号の場合、劇場と配給者の相互合意による契約に依拠し、上映権料（賦課金）を調整することができる。
 - 1. 上映館の所在地、上映間の形態
 - 2. 個別の映画の興行成否、客席占有率など両当事者が納得するだけの客観的事由があり、調整が必要と判断される場合
- ⑤ 上映条件
 - イ. 上映期間：封切り日から[]日間（封切り日から7日間の最小上映期間を保障）
 - ロ. 上映する映画館およびスクリーン数：

区分	上映館（劇場）	スクリーン数	備考（地域）
1			
2			

- ハ. 1日の上映（または交差上映）最低回数： 回
- ニ. 無料入場限度

- ⑥ 第5項に伴う上映館確定後にも、配給者と上映者は各映画の興行成否、客席占有率など両当事者が納得するだけの客観的事由が発生した場合、上映館の拡大および縮小の措置を取ることができ、同時に相手方にこの事実を通知しなければならない。
- ⑦ 特別上映の条件：配給者と上映者は本契約第7条第2項に従い、上映者が次の各号に準じた特別上映を行えることを、各号ごとの捺印をもって双方が合意する。

区分	特別上映の条件		
1	交差上映		
2	特定日時、週末もしくは 公休日にのみ上映		
3	再封切りなど一定期間のみの上映		
4	その他		

20

配給者
株式会社 000
代表理事 000
住所

上映者
株式会社 000
代表理事 000
住所

2. ひとつの契約書を作成する方式

映画上映契約書

[配給会社名]（以下“配給者”とする）と[上映者名]（以下“上映者”とする）は、配給者が配給する映画を上映者が運営する映画上映館（以下“劇場”とする）で上映することについて、以下の通り契約を締結する。

第1条 目的

配給者は契約期間の中で上映者に映画を配給し、上映者は個別に締結する上映契約に従って、自身が運営する劇場で映画を上映するにあたり、必要な事項を定めることにこの契約の目的がある。

第2条 用語の定義

- ① 上映権料（賦課金）：配給者が上映者に映画の上映を許可する対価を指し、“純入場料”の一定比率をもって算定する。上映権料は純入場料に賦課料率を乗じた金額をもって算定する。
- ② 純入場料：上映者が映画上映期間中、支給時期および場所にかかわらず当該映画の入場料として受け取った総額（映画観客数×入場料）から、映画発展基金、付加価値税など法律によって観客から徴収することが定められており、一律に徴収される金額を除いた、残りの金額を指す。
- ③ 賦課料率：配給者と上映者が純入場料を相互に分配する比率を指す。
- ④ スクリーン：ひとつの映画が上映される、独立したひとつの上映場を指す。

第3条 契約の基本事項

- ① 作品名：
- ② 予約販売開始日：[少なくとも封切り週の月曜を予約販売開始日と明示する]
- ③ 上映開始日：
- ④ 賦課金率：
 - イ. 定額の賦課金率：配給者[]%
 1. ソウル市内：[]%
 2. ソウル市以外の地域（京畿道を含む）：[]%
 - ロ. 以下の各号の場合、劇場と配給社の相互合意による契約に依拠し、上映権料（賦課金）を調整することができる。
 1. 上映間の所在地、上映間の形態
 2. 個別の映画の興行成否、客席占有率など両当事者が納得するだけの客観的事由があり、調整が必要と判断される場合
- ⑤ 上映条件
 - イ. 上映期間：封切り日から[]日間（封切り日から7日間の最小上映期間を保障）
 - ロ. 上映する映画館およびスクリーン数：

区分	上映館（劇場）	スクリーン数	備考（地域）
1			
2			

ハ. 1日の上映（または交差上映）最低回数： 回
 ニ. 無料入場限度

- ⑥ 第5項に伴う上映館確定後にも、配給者と上映者は各映画の興行成否、客席占有率など両当事者が納得するだけの客観的事由が発生した場合、上映館の拡大および縮小の措置を取ることができ、同時に相手方にこの事実を通知しなければならない。
- ⑦ 特別上映の条件：配給者と上映者は本契約第7条第2項に従い、上映者が次の各号に準じた特別上映を行えることを、各号ごとの捺印をもって双方が合意する。

区分	特別上映の条件		
1	交差上映		
2	特定日時、週末もしくは公休日にのみ上映		
3	再封切りなど一定期間のみの上映		
4	その他		

第4条 上映の許可

配給者は上映者に対し、第3条の映画（以下“契約映画”とする）を、指定された劇場で、指定された日数分を公開上映する権利を付与し、上映者は契約映画を個別上映契約において定めた条件に従い上映することができ、他の時間や場所、他の形態での使用もしくは異なる目的で利用することはできない。

第5条 上映権料（賦課金）の算定比率（賦課料率）

- ① 賦課料率は、固定された比率の定率方式を適用し、個別上映契約においてその比率を明示しなければならない。
- ② 上映権料（賦課金）は、上映館の所在地および形態に合わせて、上映者と配給社の相互合意による契約に依拠し、調整することができる。
- ③ 上映者は、映画上映と関連した上映時の入場収入と入場客数を示す正確な記録を残

し保持しなければならない。

第6条 上映の条件

- ① 上映者は契約映画について、封切り日から7日間の上映を保障する。
- ② 上映者は、最低1か所のスクリーンで、ひとつの契約映画を独占的に上映しなければならない（2か所以上のスクリーンを保有する劇場の場合、1か所のスクリーンとは独立した1個の上映場を含み、複数のスクリーンにおいて1か所のスクリーンで独占上映したときと同様の効果が得られる場合も含む）。ただし、次に明示した事項を条件に、両者の合意の下で契約映画を別の映画と交差的に上映（以下、“交差上映”とする）することができる。
- ③ 上映者は最低上映保障期間中もしくは第3条で定めた契約上映期間内に交差上映を行う場合、配給者と事前に署名合意を行うか、第3条で明示しなければならない。
- ④ 第3項に従っての交差上映時の最低上映回数は、個別上映契約で明示しなければならない。また、順々に交差させるなど配給会社と上映者が互いに合意した一定の規則に従って上映しなければならない。また、契約映画が特定の時間帯に追いやられたり、観客の観覧が困難な時間帯に配置したりしてはならない。
- ⑤ 上映者が同条に違反した場合、最低上映が保障されていない日数の2倍ほど、同一上映条件（同一曜日、同一時間帯）下で、迅速に追加上映を保障しなければならない。

第7条 予約販売の開始

- ① 上映者は契約映画について、木曜封切り基準で、少なくとも3日前の月曜日までには予約販売を開始し、配給者と上映者は第3条で定めた予約販売開始日を明示しなければならない。
- ② 第1項にかかわらず、以下の各号の場合、上映者は配給者と事前協議を経て、予約販売開始日を延ばすことができる。
 1. 映像物等級委員会の審議遅延
 2. 配給者もしくは上映者の内部事情により、やむを得ない状況が生じた場合

第8条 特別上映および同時上映

- ① 配給者と上映者は契約した映画について、特別上映（交差上映、特定日や週末もしくは公休日のみにも上映する場合、再封切りなど一定期間のみにも上映する場合など）を行なおうとするときは、書面合意を交わさなければならない。第3条で明示しなければならない。
- ② 配給者は第4条および第6条に従い、契約映画を指定された劇場で上映してから1週間以内にIPTV、デジタルケーブルテレビ、衛星放送、モバイル、ウェブハードでサービスを提供しようとする場合、上映者にその事実を予約販売前に書面で告知しなければならない。

第9条 上映権料（賦課金）の支払いと遅延損害金

- ① 上映者は契約映画の上映終了日から7日以内に入場料額、観覧客数およびこれを基礎に算定した純入場料額などを配給者に書面で提供する。
- ② 配給者は上映者が提供した入場料収入および上映権料の内訳に異議がある場合、これを書面で上映者に通知せねばならず、必要な場合は追加資料を要求できる。この場合、配給者と上映者は相互協議を行い、上映権料を算定し、以後配給者は上映者に税金計算書を発行することとする。

- ③ 上映者は契約映画の上映終了日から45日以内に、配給者が指定する口座に上映権料を現金で支給しなければならない。ただし、契約映画の上映が1か月以上続く場合は、上映権料を月別で精算することとし、上映開始後2か月以内に最初1か月の上映権料を支給し、3か月以内に2回目の1か月分の上映権料を支払う方式で、月別上映権料を順次支給する。精算の手順は第1項と同じとする。
- ④ 定めた期間内に上映者が本条の代金を支給しない場合、上映者は支給予定日の次の日から支給を完了する日まで、年[例：10]%の遅延損害金を加算して支給しなければならない。

第10条 無料入場

- ① 無料入場の限度については、第3条で明示しなければならない。
- ② 第1項の内容にかかわらず、上映者は契約映画について、総観覧客（有料観覧客＋無料入場客）に占める無料入場客の比率（以下、“無料入場限度比率”）は5%を超過することはできない。
- ③ 万一上映者が無料入場限度比率を超過して無料入場を許容した場合、上映者は超過した無料入場観覧客1名あたり最大2,000ウォン（付加価値税別）の範囲内で配給者と協議のうえ支給するようにする。
- ④ 以下の各号に沿った無料入場に関しては、配給者と上映者間で書面合意（請書および承諾の趣旨が記載された電子メールを含む）を行った場合には、無料入場限度比率の計算を除外する。
 1. スクリーン数100以下で封切る映画の上映
 2. 社会貢献活動などの公共行事
 3. プロモーションとしての目的が強い行事（VIP、記者などの招待試写会など）

第11条 プリント

- ① 配給者は最初の上映の2日前までに、当該映画のプリント（フィルム、CD、ディスク、ネットワークダウンロード方式のデータなど、上映可能なすべての形態。以下“プリント”）を上映スクリーン数に合わせて上映者に提供しなければならない。
- ② 上映者に提供したプリントの所有権、関連知的財産権は配給者にあり、上映者はプリントを修正、編集、削除することはできない。
- ③ 上映者は契約映画のプリントを、本契約書に明示された場所に保管して上映しなければならない。当該プリントを複製したり別の用途に使用したりすることはできない。
- ④ 契約映画の上映を終了したり、契約が停止/解除される場合、上映者は各プリントを配給者に返還する、もしくは復旧不可能な状態にして廃棄しなければならない。
- ⑤ 配給者が第1項を履行できず、映画上映に支障が生じた場合もしくは上映者が第4項を履行する前にプリントを損傷したり紛失したりした場合は、各当事者が被害を賠償し、必要な措置のために要する費用を負担しなければならない。被害の範囲は同条に明示された直接的な義務と関連した事項のみ該当する。

第12条 映画内の著作物などに関する利用許可などの権利処理

- ① 配給者は、上映者が配給者から提供を受けた契約映画を劇場で上映する行為が、著作権法を含んだ知的財産権に関する法令に違反しないことを保障し、上映者の上映および利用に障害が無いよう、必要な措置を尽くさなければならない。
- ② 契約映画に含まれている、もしくは使用されている音楽著作物について、配給者は当該音楽著作物の複製権と公演権を保有しており、上映者に対してその利用を許可

できる権利があることを保証し、上映者がこれに対して証憑を求める場合、関連書類を提供しなければならない。

- ③ 配給者は、同条に伴う上映もしくは利用と関連して、第三者から著作権など権利侵害に関する主張、請求、訴訟など紛争や損害が発生する、もしくは発生する憂慮がある場合、配給者は上映者に被害が生じないよう必要な措置を取らなければならない。これに起因して上映者に被害が発生した場合、配給者が責任を負って関連費用を負担する。
- ④ 上映者が本契約に従い、配給者に支給する上映権料は、同条による著作権に関連した一切の権利にかかわる利用対価を含むものであり、上映者は上映権料以外に別途の費用を配給者または第三者に支給しない。

第13条 権利の譲渡禁止

上映者は本契約上の地位と権利を、配給者の事前書面同意なく第三者に譲渡したり、担保として提供したりするなどの処分行為を行えない。

第14条 上映者の協力義務

配給者の代理人は契約映画の上映期間もしくは上映終了後、入場券の販売状況、入場客数、入場収入、割引入場券の内訳を点検するため、券売所を含む劇場に出入りすることができ、契約映画と関連した資料を閲覧、複写することができる。上映者は配給者の調査活動に協力して、必要な資料を提供しなければならない。

第15条 広告/広報費用

契約映画の上映のための広告/広報費用は配給者が負担し、配給者の同意なく上映者が自主的に執行する広告費および諸般の費用は上映者が負担する。

第16条 契約の停止/解除

- ① 契約当事者の一方に不渡り、和議、破産、会社整理などの事由が発生し、契約を正常に維持することが難しい場合、相手方は書面通知によってこの契約を停止/解除することができる。
- ② 契約当事者は、相手方に以下の各号に該当する事由が発生した場合、7日以上の間を置き、書面によってその是正を催告したにもかかわらず同期間内に是正されない場合、書面通知によってこの契約を停止/解除することができる。
 - 1. 主要財産の差押え、仮差押え、仮処分、滞納処分が申請されたもしくは開始された場合
 - 2. 本契約上の義務を履行していないもしくは懈怠している場合
- ③ この契約が停止/解除される場合、上映者は未精算の上映対価を遅滞なく精算しなければならない。

第17条 不可抗力

両当事者は天変地異、戦争、関連法令の制定もしくはその他の合理的な予見が不可能であり、当事者が統制できない不可抗力による事由に起因して本契約を履行できなくなった場合は、その責任を免ずる。

第18条 契約の解釈および管轄裁判所

この契約に明示されていない事項および契約の解釈は、関連法令および一般的な商習慣に倣うこととし、この契約と関連して発生したすべての紛争は[]裁

判所を合意の管轄裁判所とする。

20

配給者

株式会社 000

代表理事 000

住所

上映者

株式会社 000

代表理事 000

住所